

駿  
河  
土  
産  
全

駿河土産

権現様於駿府、或時本多佐渡守江

秀忠様御律儀ニ付 上意之事

一 権現様、或時本田佐渡守江

上意ニハ 秀忠は余り律儀過候、人は律儀なると言  
計にてハならぬもの也、との仰ニ付、佐渡守、右

上意之趣を被申上 御前様ニも時々ハうそをも

仰られたるか能候と (よく) 被申上候得ハ 秀忠様御笑被遊

内府様の御空言をは、買手かあるか、我らは何も仕  
たることなければ、うそをつきてもかひ手のなき  
にこまるそ と被 仰候となり

権現様、江戸御新城より駿府城江

御引移之節、御讓金之事

一 権現様、江戸御新城より駿府江 御移被遊候節

御本丸之御老中方を被為 召

秀忠様江被 仰遣候ハ、今度駿府江被遊 御移候付

只今迄之御貯金十五万枚御讓り被進候、此金子計

にてハ不足に候間、此以後猶又御金を被相添、其金

子之儀ハ御私用に御遣ひ不被成、天下之金と被

思召、常式之御遣ひ方之儀と、御物成にて御仕廻

可被遊候、天下を御取被成候上ニハ、御貯金銀不足ニても

不苦と御心得あられ候ハよろしからす候、随分と無

用無益なるもの入候義を御いとひ被成、金銀をハ御貯可被成候、其金銀の御入用に三ツの品あり、第一ニハ御軍用のため、第二には、以前京・鎌倉などにても有之たる義なり、此以後、江戸中之商家一軒も不残ことく成火事なども有ましきにハあらずさやうの節、尤御居城之儀者不及申

御城下之貴賤万民ともに、居所迷惑不致ことくの被成方もなくてハ叶ふへからず、第三にハ、日本国中之儀は、所々に国主・郡主を云付差置儀なれば、大体の凶年などの儀ハ、其所の守護たる者の力を以て、飢こゝへさるやうに、致かたも有へきなれ

とも、天地の変といふものは、はかりかたき儀なれ者  
打続たる凶年などもなくて叶ハす、左様の時節に  
望ミ、領分の民百姓ともを領主の力を以て扶助  
いたしたき旨、訴へ出るにおゐてハ、其守護／＼に力  
をそへ遣し、私領の民百姓を助けすくハするも  
是天下を取ものゝ役也、扱又蔵入の知行高  
余計有之候へハとて、むさと人を取立、新知等  
をあたへ候と有ハ、不レ可レ然義なり、子細は  
將軍に八年若き儀なれば、段々男子出生之儀も  
あるへし、我々の末子ともにあたへ置たる知行高  
の員数も有儀なれハ、いかに末子なれはとて

將軍の子共(供)に、五万石や七万石の知行をとらせてハ  
差置かたき義なるを以て、蔵入の知行高をへら  
さぬやうにいたされ可レ然とハいふなり、是等之趣、其  
方ともも能々相心得 將軍へも申達し候へ、との  
仰にて有之候と也

権現様、駿河へ被遊 御引移候てハ、猶更御費(ついで)か  
ましき義とてハ一円不被遊、万事御手輕之儀  
ともに、被成御座候(ござなされ)を以て御隠居被遊、御他界被成候まで  
の内、百万兩におよひ、御貯金出来候よし、其内を  
尾張殿・紀伊殿へ三十万兩ツ、水戸殿へ十万兩  
御遺金として被遣、残て三十万兩有之を、江戸

御金蔵へ入置可申哉と、御伺ひ有之候処、其俣駿府に差置候様ニと被 仰付候処、大納言忠長公、駿河御拝領之節、右之御金之儀も、定て城付ニと可被 仰出哉と諸人積り之外、其被仰渡も無御座候ゆへ、公儀之御金御預り、御迷惑のよし駿河殿より被仰遣候ニ付、同国久能 御宮地の内に、御金蔵出来、右之御金を引移にて候を、世上にて久能の御金と申て、大分のやうに申触候得とも、唯三十万両ならてハ無御座候となり、其後、尾張殿江戸上屋敷、自火にて焼失に付、普請料之由、十万両紀伊殿和歌山城普請之節、十万両、水戸殿江

三万両、右之通り拝借被 仰付候を、少々ツ、も御返  
濟あられ可然旨、御勘定頭衆より被申越候処、尾張殿  
御返答被成候ハ、我等へ御借(貸)し被成たる御金之儀者  
元来 権現様御隠居料之内を以、御貯置被遊  
御他界之節、御遺物として我々兄弟三人江御  
讓金残り之儀なれハ、我等とも拝借いたし候うちの  
儀、返納するニハ及ましき、との御事ニ付、紀伊殿・水戸  
殿御借金之儀ハ御沙汰なしに罷成候となり、其節  
ハ外々の大名衆へも拝借金被 仰付候へとも、いつれ  
ともに、御定之通、急度返上(きつと)あられ候処、伊達政宗  
の御借金、返上滞り有之を以、御勘定方より催促



有之候処、陸奥守忠宗返答被申候者、我等代に  
拝借と申儀不仕候、亡父政宗代に拝借被

仰付候とハ承及ひ候へとも、何様の 思召を以て  
拝借被 仰付候哉、其段におゐてハ不存候、親代  
に御借被成たる御金之儀ニ候ハ、親存生之内、返上可  
被 仰付義ニ候処ニ、其通りニ被成置、私へ返上致し  
候やうニとの義ハ迷惑仕候、と有被申様ニ付、埒明不  
申、御譜代大名之内、松平越中守方ニも、拝借金  
相滞有之ニ付、是又御勘定頭より、返上あられ  
可然旨、申遣候処、越中守承り、先年拝借被  
仰付候節、我等方より差上候証文可有之間、見

申度との義ニ付、組頭衆兩人に持たせ被越候処に  
越中守、其手形を被見、我等覺へ居申旨と相違  
無之候、各にも被見可被致候、御借被下難有奉存候  
金子之事と有之候、尤拝借被 仰付候ことハ、被仰渡  
候へとも、我等心には、拝領被 仰付たるとの心得を以  
如斯の文言ニ書上候、然者返上可仕やうハ無之と  
存候との被申様にて、是も埒明不申を以て、兎角  
向後之儀ハ、諸大名方への拝借金、被 仰付間敷  
との訳に被 仰出候と也

右拝借金之儀ニ付、其頃板倉周防守、京都  
より江戸表へ参向之節、縁者たるにより

太田備中守方へ振舞ニ被參候節、相伴ニ被相越候客衆之中より、右大名衆へ之拝借金相止候儀を物語あられ候得ハ、周坊守被申候ハ只今まで諸大名衆へ公儀之被遊御借候儀(儀)も権現様御隠居被遊候節、台徳院様へ被仰進たる事ともの中之一ヶ条にて、是も畢竟ハ、天下御長久の御仕置の一ツニ而候公儀ニハ、御手廻しを被遊と申儀とても無之ニ付、沢山御蔵にあそひて居候御金を、利足など申儀もなく、返上之儀もゆるかせに被仰付、御借し被遊と有るハ、諸大名衆の為ニハ

大きなる勝手にも成申ことにて候、今時  
京・大阪にて、町人共かたより大名かたの、大金  
を借用被致と有ハ、利金を被出候と申計ニて  
も無之、外ニ矢脚マコなどの懸り候と有儀をハ  
我等兼て聞及ひ居申事ニ候、然上ハ拝借金  
等之儀、被 仰出たる趣を以、急度返上不被致し  
てハ不叶処に、不律儀なる義を被致より  
起り、向後御借金、御停止と有之御新法をも  
不被 仰出してハ不叶次第ニハ罷成候、わさハ  
ひハ下からと申ハ、かやうの義ニて候、畢竟御勘  
定頭中の手ぬるき被致かたのやうに、我等

ハ存候事ニ候、御諸代大名衆之儀ハ申ニ不及  
たとへハ、大身なる外様大名たりとも

権現様之被 仰置たる御仕置筋之邪魔ニ  
成可申かと有衆中之儀をハ、急度被申立  
すしてハ、不叶事ニ候との、被申様ニ候と也

権現様、御一生足事(たること)を知て足るものハ常に  
足といふ古語を御用ひ被遊候事

権現様、御隠居被遊候節 将軍様より本多  
佐渡守を以て御伺ひ被遊候儀有之、御用相濟候  
以後、佐渡守江被 仰聞候ハ 我等など若き時分  
世上事いそかしき頃ゆへ、学問などに打かゝりて

居る事もならさる二付、一生文盲にて年をよらせ  
たるなり、(さりながら)乍去老子の言葉にて、足る事を知るも  
のハ常に足ると云古語と、(仇)あたをハ恩を以報する  
といふ世話と、此二句をハ、年若き時分より常に  
わすれずして受用せし也、將軍ニハ我らとは  
違ひ、学問なども在之儀なれハ、さま／＼足事も(符カ)  
をも知て居らるへき間、此語を用ひられよと云  
事にてハなきそ、是ハ其方へ云聞する義也、との  
上意にハ候へとも、其段ともに佐渡守申上候へハ  
將軍様被遊 御聞、御硯 と上意にて、御取よせ  
被遊 御自筆ニて、右之二句を御書被遊、御床の内

に御張付させ被遊、其後金地院(こむちいん)に清書被 仰付、右  
御自筆之儀ハ\*内田平左衛門所持之由  
大猷院様御代 御聴に達し、子息信濃守 江被  
仰付、 御城江御取寄被遊 御床ニ懸させられ、御上下  
を被為 召 御拝見被遊候と也

権現様、嶮岨成場所ハ御步行被遊候事

一  
権現様、御年よらせられ候てハ猶更之事、御年若に  
御座被遊候節より、少しにても御馬ありき兼可申処  
にてハ、御馬より下りさせられ、御步行被遊候となり  
或時、御近習衆 江被 仰聞候ハ、我等の道悪しき  
所にて馬より下るハ、大坪流に極意の一伝也

惣して少しもあやうきと思ふ所は、馬にハ乗ぬもの也、扱又、其身大身にて、乗かへの馬をも牽かせへきハ格別、只一疋馬を乗ありく小身侍などハ、随分と馬の足をかはひたるがよきなり、心なく馬の足を乗損し、爰ハ馬に乗すして不叶と有所にのそミ、乗る事もならぬやうに在之ハ散々の事也、能心得候へ、と被仰候と也

権現様、加藤清正江三ヶ条之異見を本多

佐渡守江被仰含之事

一 権現様には、加藤清正と本多佐渡守と、挨拶よきと有る儀を、御聞及ひ被遊、其方存寄たる



ことくにて、清正へ異見を加へ見候へ、と被 仰付たる  
義有之、或時佐渡守、清正宅江被相越、談話之節  
被申出候ハ、我等儀、其元(そのもと)とハ心易得御意候ニ付  
いつそ折を以て、可申入と存罷在たる義有之旨  
被申候得ハ、清正きかれけるハ、何寄過分之事ニ候  
たとへ何様の義なりとも、少 茂御心置なく御申  
聞給ハリ候様ニと在之ニ付、佐渡守被申出候ハ、其元  
申入度と存寄たる義、三か条有之、一ツにハ、只今  
ハ以前と替り、中国・西国筋之諸大名方、大阪江  
着岸あられ候へハ、其のまゝ直ニ駿河・江戸表江  
被罷越候処、其元ニハ大阪表に逗留あられ、以前の

ことく秀頼卿の機嫌を被伺、其後ならてハ駿府  
江戸表江被越候、二ツニハ、当時世上も物静に候へハ  
諸大名方、何も参勤之節(いづれ)、召供せられ候家来之  
員数をも減少被致候所に、其元ニハ只今迎も以前  
に相替らす、多人数ニて御登り候を以、殊之外目立  
相見候よし、次今時諸大名方の中に、其元のことく  
顔にひけを多くおかれたるハ無之候、同しくハ御  
そり落しあられ候様ニいたし度候、殿中惣出仕  
御列座之節などハ、別而目立て相見へ候となり、清正  
返答被申候ハ、只今其元之御申聞候事共之儀ハ、兼而  
我等も心附罷在たる事ともニ候、定而人々の取沙

汰いたせしをも聞に及ひ、日頃者心易得ニ御意一候付御内意御申聞候事、過分不淺存る事ニ候、乍去右三ヶ条ともに、其通りに可致とハ難申候、其子細者其元にも御存之通り、我等儀、太閤の時代にハ肥後国半国を領地いたし候処、去ル慶長五年より当御代と成りてハ、小西か領知の跡をも手前へ拝領被 仰付、肥後の国主と罷成候と有ハ御当家の御厚恩と申ものにて候、乍去いかに大身に成候へハとて、以前より大阪着岸之節ニハ、秀頼の機嫌を伺ひ候格式を相止、大阪を直通りに致せしと有ハ、武士の本意にあらず、次に参勤の

節、家来を多く召連候事を相止、人少ニて罷上り候ハ、我々の勝手と云、家中の者共の為と申(かたがたもつて)旁以左様ニ致度事ニ候得とも、惣而西国大名とも之儀ハ、何そ御用等も在之節ハ、可被 召呼候其内ハ国元に休息仕罷在候様ニとの、被仰出も在之上之儀ハ、格別ケ様に参勤交代を被 仰付との義に有之候へハ、万一之御用等をも可被 仰付との義に有之候へハ、其元にも御存之通、我等知行所肥後国ハ海上遥に相隔候を以、国元の人數ハ急用の間にハ逢兼候故少し成とも手元に在合たる人數を以、相応之御

奉公をも、可申上との心懸候へハ、供に召連候人数を  
へらし候儀ハ不罷成候、扱又、我等つら(面)に生候むた(ほえ)  
髭を剃落し候ハ、さつはりといたし、気味能  
可有之とハ、手前にも朝夕不存ニても無之候  
得とも、若き時分、此ひけつらに頬当をいたし  
甲の緒をしめ候時の心よきハ、只今以わすれが  
たく在之ニ付、いかに治りたる御代なりとも、是  
又剃払候やうにハいたしかたく候、其元思召寄て  
御申聞候儀を一色も用ひ不申候段、如何とは  
存候得とも、御聞分(ききわけ)あられ給り度、との返答ニ付  
佐渡守、あきれ果、其段被申上候へハ

権現様、被遊 御聴、清正といふものが、と迄の上意にて、御笑ひ被遊候となり

駿府にて弓の師匠吉田出雲孫弟子三人

御三家へ被遣候事

(いざあそばされ)

一 権現様、駿府に被遊御座候節、以前佐々木家におゐて、家老分にて知行八千石取候、吉田出雲と申者、弓之弟子石戸藤佐衛門と申したるもの、年寄て竹林と名を改、三井寺へ引籠居申候段御聴に達し、則被 召出、駿河におゐて若き御旗本衆へ弓之指南仕候様被 仰付、竹林流と申て、諸人取はやし、御旗本衆之内に、弓の上

手余多(あまた)出来候中ニも、佐竹源太夫・内藤儀左衛門  
と申兩人、射芸勝れ候付、尾張殿江師匠之竹林  
を被遣、紀州江佐竹源太夫、水戸へ内藤義左衛門(マツ)  
被遣候、則江戸表江被仰遣候ハ、右三人之者共  
射芸に達し候を以、御三人方へ御附被成候、天下  
をもしろしめされ候御方の御膝元へハ、天下の  
名人寄集ものに候ゆへ不被進、との上意に有  
之候となり

駿府にて或時、蜂須賀蓬庵、大野修理か

噂申上候処、甚御機嫌損られ候事

一 権現様、駿府に被遊御座候節、蜂須賀蓬庵登

城被致、去ル頃秀頼卿の機嫌伺ひとして、大阪城中へ  
罷越候処、大野修理、私へ申候ハ、其元ニハ故太閤の  
厚恩におゐてハ定て今以忘却被仕間敷候間  
此以後何やうの義によらす、其元を頼ミに秀頼  
ニハ思召事ニ候間、兼而左様ニ相心得候やうニと申聞候  
ケ様之儀、聞捨に仕差置かたく候ニ付、申上候与申上  
候へハ、権現様以之外御機嫌あしき御様躰ニ被為  
成、被 仰候ハ、若し其元ニは老盲(符字)なと被致  
候にや、其元被存ことく、先年関ヶ原一戦の砌、秀頼  
事も逆徒と共に一所に身上を不果してハ不叶  
次第に在之候を、我等心得を以宥免(のみ)いたし差置而巳



ならず大祿をあたへ、安樂に差置にハ何の不足も  
無之筈なり、其元などの口より左様之事を被申  
てよきものにて候哉、との 上意ニ付、蓬庵、殊之外  
迷惑致れしと也、御下心有ての義也

土井大炊頭、江戸表より駿府

(おほひのかみ)

江参上之節

関東にてハ今以新田取立候哉、との

御尋之事

一 権現様、駿府に被遊御座候節、江戸表より御用  
之儀ニ付、土井大炊頭参上被致、彼地逗留之間ニハ  
折節御夜話にも被出候と也、或夜大炊頭江被  
仰候者、今以関東筋にてハ新田を開らき候哉、と

御尋被成候へハ、大炊頭被承、上意のことく只今以  
爰かしこに新田の場所を見立、無油断開發仕候  
旨、被申上候へハ、当時二・三万石とも有之新田、一所に  
出来仕候におゐてハ、其方とも如何可存候哉、と  
上意被遊候へハ、大炊頭被承、二・三万石とも有之新田  
の出来候と有之儀候、永々(ママ)之儀(ママ)ニも御座候得ハ、一かとの  
御為にも罷成候へハ、重(ちやうじやう)疊(じやう)之儀と可存と御請  
被申上候得ハ、重て上意被遊候ハ、二・三万石とも有之  
古田の場所、永荒に成て捨りたると聞候ハ、何れも(い)  
如何可存候哉、との仰ニ付、夫ハ大き成御失つひ  
之儀ニ候へハ、晦(ママ)ましき義御座有へき、と被申上候へハ

権現様、御笑ひ被遊なから、被 仰候者、其方ともは  
新田の出来るをハよろこひ、古田の永荒(えいこう)と成て  
捨り候をハ何ともおもハす候哉、と 上意有けれと  
大炊頭、中／＼左様之義ニてハ無御座候、古田之儀  
をは成程大切に仕り、新田等之儀も、古田之場所江  
相障申所におゐてハ、聞発致させ不申、堤川際御  
普請之儀ニハ、御物入之構なく随分丈夫に仕、古田の  
損毛無之やうにとのミ仕候、と被申上候得ハ、重て被  
仰出候ハ、其方なとも今程大役を勤居候故、随分役  
義大切に思ひ、物毎に念を入れるやうに心懸け候而も、人々  
ハ了簡違ひ、心得たかひなどを以て致し、損しと言事

もなくて不叶、夫か凡夫たけといふものなり、然る時は、誰によらず、其仕落をとかめ正し候と有るも、是又仕置候所なれば、見のかし、聞のかしに計いたし、指置儀ハならさるニ付、不調法の軽重に随て、或ハ役義を取上候か、又は遠慮・閉門などの品ニハ有へき事也、依之其身も迷惑し、先非を悔、了簡を仕かへて、向後の覚悟をさへ改候におひてハ、旧悪之儀をハ差免し、其身も安堵いたし、悦喜仕りて心まめに奉公をもはけミ勤候か能き也、左様無之時ハ、其者にとらせ置たる知行の分ハ、古田の永荒に成て、捨りたると同じ道理ニてハなく候哉、能々了簡致し

て見候へ、との　上意に有之候と也、大炊頭、江戸表へ  
帰られ、右　上意之趣を被申上候付ての義にても有  
之候哉、其砌、二・三万石計も取申候御譜代大名衆  
人、御番頭衆之中に壹人、其外御役懸り之衆壹兩  
人、不調法之儀ニ付、御前向不首尾ニ而被居候衆中  
帰役など被　仰付たる面々も有之、又ハ其身にハ隠居  
被　仰付、子息をよろしき品に被　召出たる衆中  
なとも在之となり、惣而　秀忠様ニ者  
大御所様之　上意にさへ在之候へハ、ことの外御大切  
に御用ひ被遊候となり

駿河ニ而或時医師衆江、命ハ食に有といふ

事を 御尋之事

一  
権現様、駿河御城内におゐて、少々御不例之儀  
有之候処、早速御快然被遊候節、御脈被相伺候(あいうかがはれ)而  
医師衆江被 仰付候者、御氣分御快御覚被遊、第一  
御食も御進ミ被遊旨 上意有けれハ、御医師衆  
何(いづれ)茂被承、夫は御一段の御事ニ御座候、命ハ食に  
有と申候得ハ、何より目出たき御事に御座候、と被  
申上候へハ、被遊 御聴、命ハ食に有るといふ事を  
其方ともハ如何心得候哉、たとへハ当歳子ハ、乳を  
のませ候とも、過不及無之様ニと有る親どもの心得  
なくて不叶、惣して人ハ朝夕のミ食ものか大事

なるそといふこゝろにてハなきか、と 上意ありけれハ  
御前伺公之(候)醫師衆、いづれも被承、御尤至極なる  
上意に御座候、命ハ食にありと申儀を只今まで  
悪しく了簡仕候、と被申上候 与也

右之趣ハ 権現様駿府に於ての

上意にて、其砌より、御当地までも人々の取沙  
汰仕候こと也、或説に 大猷院様、岡本玄治  
へ被 仰候 上意と申候ハ誤也

駿河ニ権現様被成御座候節、阿部町遊女繁昌ニ而  
(川脱カ)  
町奉行彦坂九兵衛江 仰付、(をどり)躍を

上覧之事

権現様、駿河江御隠居被成候以後、阿部川町の傾  
 城など近く候故、御旗本之若き衆中、遊女くるわ  
 へかよひ致候もの取沙汰有之、其節駿河の町  
 奉行彦坂九兵衛、阿部川を二・三里も遠所へ引移  
 申度旨被申上候を 御聞被遊、九兵衛を  
 御前江被為 召、被遊 御意候ハ、当所之町人共を  
 二・三里も隔て、遠方へ遣してハ如何可有之哉、と  
 御尋に付、九兵衛承り、左様御座候てハ売買の障  
 にも罷成、町人共何(いづれ)茂迷惑を仕候、と申上候得ハ、重  
 而被遊 御意候ハ、其方儀ハ阿部川町を二・三里も  
 遠所江引移可然と申候由、被遊 御聞候、阿部川町



に罷在候遊女ともハ、売買にてハ無之候や、売物と有  
ハ諸色一やうの事成るに、左様に遠方へ遣し而ハ  
阿部川町の者共、渡世いたし方も無之筈の義也、只今  
迄之所に其俣差置候様ニと被 仰出候と也、其後ハ  
阿部川町の繁昌、日ころに倍し、御旗本中勝手  
衰微の族、多く出来候由、風聞有之候となり  
其秋に至り、九兵衛を被為 召、此間ハ町方ニて  
躍を仕る声、御城内へ相聞候、被遊 御覽度  
思召候間、帯・手拭やうの物までも、新に支度いたすに  
及ハす、有合の衣服ニて御城内へ躍を入させ候様  
被 仰出候間、駿河惣町を三ツに割、支度を調へ

御城内へ躍を差上候処に、躍子・はやし方の者まで握り赤飯、御酒など被下置、三ヶ夜の躍、相濟候以後九兵衛を被為 召、阿部川町の躍ハ如何いたし候哉、と御尋ニ付、遊女町故相除不申付候由、申上候へハ御聞被遊、御年寄せられ候てハ、女子どもの躍をこそ御覽被成度被 思召候へ、木男計りの躍ハさのミ面白思召さる、との 仰にて、それより俄に阿部川町へも躍をさし出候様ニと有之、阿部川町中一但(ママ)の大躍を用意仕り、来ル幾日の夜と、相定り候処、惣遊女ともの中にて、其頃人のもてはやし候名ある女どもの義ハ、其名を書付、差上候様ニと有之、其夜

おとりの中休みの節に至り、右之書付に入たる遊女  
ともの儀ハ御板縁の上へあけ置候様ニと有之、壱人  
ツ、御前へ被 召呼、銘々の名迄も被遊

御聞、下り候節、御次之間(お)にて、へぎに乗たる御菓子  
を頂戴いたさせ候とて、福阿弥小こゑになり、此以後  
若御指人にて被 召呼候義も可有之間、左様心得  
候やう、銘々へ申聞候と也、此取沙汰かくれなく聞へ  
渡り候付、右 御前へ罷出候遊女ともの儀ハ、いつれ  
か 御目にとまり、与風(風与ふと)可被 召呼も難計、左様  
の節 御尋ニ付、何事をか可申上かとの氣遣ひ  
を以、歴々方の阿部川通ひ、ひしと相やミ候と也

駿河にて御伽之衆之内、頼朝公の噂咄仕候て  
上意之事

一 権現様、駿河御城にて御夜咄の節、御伽衆之内より、右大将頼朝公の義ハ、かたのことくなる御明将のやう、申ふれ候へとも、平家追討の節、名代として被差登(さしのぼらせ)、殊更軍忠などをも被尽し三河守範頼、伊予守義経、兩人の舎弟達を誅戮被致候(ちゅうりく)と有るハ、宜しからぬ事のやうに取沙汰仕候、と被申上候へハ、御聴被遊、外之面々の方へ御向ひ被遊、いづれも如何存候哉、との上意ニ付、誰も右同意之旨申上候処、被仰出候ハ、其方ともか存寄ハ、世上にて判

官最眞とて、うは<sup>(乳母)</sup>・か<sup>(嬭)</sup>・共の寄合て、茶のミ雑談  
にする事ニて、一向用に立ぬ比判<sup>(批)</sup>といふもの也、頼朝  
ハ天下をとられたる人なり、惣して天下をも配す  
るものゝ事ハ、代をも譲り渡すへきと思ふ惣領  
の子壺人より外ニハ、二男・三男と云事もなく、増てや  
兄弟などいふて、外ニ立置義にてハ無之、親族の  
よしミたるを以て、大身に取立、国郡の主とハなし  
置といへとも、外々の諸大名に少しも替る事とて  
ハ是なし、去ルによつて其面々も猶更身をもへり  
下り、別して公儀をうやまひ、万事をつゝしみ  
てこそ可然義なるを、さハなくして、親族顔を

致して我俛を働き、法外の仕形に及ふと、いかに子や弟なれはとて、見のかし、聞のかしに計ニいたし置いてハ、外々の諸大名ともへの仕置も立さる義なれハ、依怙彘肩をはなれ、相当の仕置に申付と有之も、天下を取るものゝ心得の一ツなり、但し不行義不法といふ計の義ならハ、身上を果し、流罪などに云付ても事済へき也、既に逆心といふに至りてハ死罪に行ふより外の義ハ是なし、世の治乱を考へ、万民安堵の義を計るか故也、列国の大名の心得と、天下を取るものゝ心得とハ、大きにかわり有事也頼朝のあしきと云にてハ、有へからすとの

上意に有之候と也

駿府御城内にて、若き御番衆、相撲を取居候  
所江被為入上意之事

一 権現様、駿府に被成御座候節、御城内にて若き  
御番衆寄合、座敷角力を取居候処江(風与ふと)与風被為  
成候付、肝をつふし、平伏致され候処

権現様被仰候者、重て相撲を取候ハ、、畳を裏  
かへして取たるかよきそ、福阿弥か見候ハ、、畳のへりか  
損し候とて腹を立へきそ、と有る仰まてにて  
御(也)しかりの上意とてハ無之候得とも、番頭中右之  
次第を聞およひ、其後ハ座敷にてハ相撲停止に被

申渡候となり

駿府にて御足袋筥の事

一  
権現様、駿府の御城に御座被遊候節、大奥ニ御足袋箱と申て二ツ有之、一ツには、新敷御足袋を入置、<sup>(ひとたび)</sup>一度も被為 召よこれ候御足袋をハ、別の箱ニ入置其箱詰り候与申上候へハ、皆々御取寄、其古き御足袋の内にて、二・三足程ツ、ハ、又もとの箱へ御入させ、其外ハ捨よと有之 上意にて、下々の女中共、わけ取に仕候と也、右箱の内へ残し置たる御足袋を被為 召候儀にてハ無之候得とも、古き御足袋とても残らす捨よと有之 仰は無之由、御帷子<sup>(かたびら)</sup>などに



御あせ付候へハ、す(汗)か(濯)せよとの 上意にて候へとも、せん  
たくいたしたる御帷子を被為 召たる義ハ無之候也

右者紀伊頼宜公の御母義、養詳院殿、御物語  
之由、去老尼の咄し也

雷、町家へ落候事を申上候付

上意之事

一  
権現様、駿府ニ被遊候御座候節、御夜詰ニ被出衆中  
此間上方より罷下り候者、物語仕候ハ、京都上立売  
辺之町家へ雷落候て、家内之者六・七人程不残  
あやまち仕、其内二・三人計も即座に相果し由  
前々も雷落候義も度々にて、人損候儀も有之

候へとも、老人か弑人の事ニ候、此度者其家内に居合候程のもの共、残りなく雷に打れ候付、いかさま何その罰にも有之候哉、と專取沙汰仕候、と申上候へハ  
権現様被 仰候者、それ者一間成るせまき所へ寄り集り居たる所へ雷落候ゆへ、残らすあやまちを致したるものなり、何の罰にても、たゞりにても是なし、との 上意にて、御三人の若子様方へ御附被遊たる面々を被 招呼、向後雷のつよく鳴候節ハ、御三人の 御子様かた御一所に置不申やうにいたし候へ、と被 仰渡候となり

京都大仏殿炎上ニ而、淀殿より江戸

御台様 江御頼之事

一 京都大仏殿炎上以後、秀頼の御母義淀殿より  
江戸 御台様 江御文を以御頼候ハ、京都大仏殿本尊  
計の義ハ、秀頼より再興あられ候義ニ付、既に其  
沙汰に被及候処、請負候鑄物師どもの不調法を以  
鑄形より出火いたし、以前より有来候殿閣(ありきたり)ともに  
焼失に及候付、秀頼之建立にハ成兼候間、関東  
より御合力に被及度由付、江戸表におゐても、彼是  
と御相談なと有之、幸ひ其節御用之儀ニ付、本多  
佐渡守、駿府へ被相越候付 大御所様 御聴にも  
被達候様ニと有之、於駿府右之趣被申上候へハ

権現様被 仰候者、淀殿義ハ女義にも有之

將軍ニも、いまた年若き事成り、其方などのよき  
年にて、左様成る筋なき義を、我らへ云聞セ候者  
沙汰のかきりたる義也、との 仰にて、流石の佐渡守  
も大に当惑いたし被居候所に、重而被 仰候ハ、其方杯  
も得と了簡いたして見よ、南都の大仏の事ハ、聖武  
天王(皇)の勅願を以、本尊・堂ともに建立あられたる  
との義也、然る所に、源平の取あひの節、平中將  
重衡、兵火を放て焼失に及ふと也、然るに於てハ  
時の天下の義なれハ、右大將頼朝より建立可被致  
義なるを、\*俊乗坊と西行法師と心を合せ、諸国を

勸進して、建立を遂たると也、聖武帝勅願の大仏殿をさへ、頼朝かまひ不被申候と見へたり、ましてや京都の大仏と有るハ、太閤秀吉の物数寄を以(ものずき)建立致し置れたる義なれハ、親父の志を相立、秀頼の建立被申ハ格別、將軍より構可被申事ニハ(かまひもうさるべき)あらざるよし、其方江戸へ帰候ハ、將軍江可申達との上意にて、同しく被仰出候ハ、大仏の事計に限らず、惣して日本国中ハ、古来より其由緒有堂社仏閣といふハ数限りも無之義也、其由緒をさへ云立れハ悉く取上ケ、修復建立等不申付候ハ、不叶といふ事ニてハ有るへからず、幾重ニも用捨勘弁

のあるへき義也、増してや大小によらす、寺社等を新に  
建立なと、有義ハ、必以無益の事成へしと  
將軍へ申達、年寄ともへも、能々申聞候様ニとの  
上意なりとかや

権現様、御旗本并諸大名迄も被 召仕様之儀

秀忠様 江被 仰進候事

一 権現様、御隠居前 秀忠様ニ被 仰候者 旗本小

身之面々、御目を被懸、御念頃(懸)に被 召仕義を肝

要と、可被 思召候、同じ大名といふ内ニも、三河以来

御当家の御取立に預りたる譜代の筋目の面々ハ格別  
古来より国郡の守護と備りたる外様大名の義は

我家を大切と思ふを以、何方へ成とも強き方へ附て、弱きを捨ると有るハ、古今の定り事也、それを不届といふへき事ニハあらず、其筈之儀也と心得給へ、と被仰候となり

右者 台徳院様御直の上意ニ而承と有義を、八木但馬守被申聞候也

秀頼、伏見城ニ而討死諸將の首実検候て御不審之事

一 関ヶ原之砌、九月廿四日、大阪表江 秀忠様御越被遊候刻、大名分の面々十六頭被召連候と也大坂へ御着陳被遊候哉いなや、城中へ御使を被立

今度伏見之城にて、討死を遂る鳥居彦右衛門尉元忠  
松平主殿(このものかみ)頭家忠、同五左衛門三人之者共の頭を当地江  
取寄、被致実験候と有之上ハ、一乱之儀、秀頼企と有ニ  
紛無之付、御檢殺し可被遊との御口上にて、城中大  
驚き、秀頼の母義淀殿御請被申上候ハ、秀頼いまた  
幼年之事ニも御座候へハ、一乱の企の義ハ申に不及  
頭実檢之儀も、毛利輝元其外奉行とももの仕業にて  
秀頼之被存たる義にてハ無之旨、漸々御詫言之趣  
秀忠様より京都へ被 仰越候所 権現様被遊  
御聞濟、秀頼御赦免あられ、向後之儀ハ御蔵米七  
十万石宛行(あてが)ハれ候旨、被 仰出候となり、夫迄之儀ハ



諸家之旗をも押立、一戦之支度有之候処、右之通り  
秀頼安堵之儀を被仰出候、以後、諸手共に持旗等  
を治め、休息仕候と也

駿府御城不明御門番、御使ニ罷出候、村越茂助  
刻限過ニ付、御門不通事

一  
権現様、駿府に被遊御座候節、不明御門番之儀ハ  
小従人衆被相勤候也、或時村越茂助、清見寺江  
御使に被参、及日暮帰宅之節御門外江来り、村越  
茂助にて候、御使ニ参り只今帰り候、御門御通し  
給り候へ、と被申候へハ、最早刻限過候ニ付此御門  
よりハ不罷成と有之所へ、安藤彦兵衛、御門を通り

被懸、村越茂助ニ紛無之候 御門明ケ通し候様ニと、申  
付候へかし被申候へハ、小従人衆被申候ハ、各中ハ当時  
重き御役をも被勤候人達の口より、左様之儀を  
被申て能(よき)ものにて候哉、日暮候而以後、此御門を明ケ候  
と有儀ハ、決して不罷成候との答に候と也、此義

権現様 御聴に達し、右兩人之小従人衆へ御加増  
被下、貳百石取ニ被成、兩人共ニ紀伊殿江御附被遊候と也  
駿府ニて、或時本多上野介、松平武蔵守の  
尊申上候ニ付 上意之事

一 或時 権現様 御前にて本多上野介、松平武蔵守  
か噂を被申上候へハ、武蔵守ハよく筑前中納言に似たる

そ、と有 上意を、上野介心得ニハ、於関ヶ原御約束のことく、御味方被致たる儀以ての 仰と被存候付 随分律儀なる人にて御座候、と申上候へハ、いや左様にてハなきそ もはや五十万石とも領知するものハ、親・兄にも 目を懸たるかよきなり、律儀なりと云計ニて 濟事ニてもなし、と有 上意にて候と也

伏見ニ而\*松平新太郎初而 御目見被

仰付候節之事

一 権現様御代之儀ハ不及申 台徳院様御代之頃迄ハ  
世上共に万事手軽さ義ともニ有之  
公儀之御觀式なども、急度相定りたる御様子も無

御座候と也、権現様、伏見之御城に御座被遊候節、松平  
新太郎六歳になられ候時、初而御目見被仰付候  
節、白き御小袖ニ御頭巾を被為召、御脇指をも御  
差不被遊、御脇に被為置、あれは武蔵守か子か、丈夫  
なる産れ付ニて、一段之事と有上意ニ候と也、其後  
秀忠様御代、新太郎成長にて、江戸へ下り、初而  
御目見被申上候節、織田常真ハ大あくらをかき、上座  
に碁を見物いたし被居候御座処ニ而、御目見被  
仰付刻、新太郎そこへはいりやと、伯耆ハ雪国之由  
聞及たるか、そふておちやるか、勝手へ行て食を喰や  
れ、大炊同道せよ、との上意ニ御座候と也、御勝手へ立

御料理を給被申時、一座之衆十三人有り、上座は織田常真、其次之座へ大炊頭指図にて松平新太郎着座被致候となり、其節之御料理、菜汁におろし大根の鱈(なます)、あらめの煮物、干肴の焼物にて有之候と也

右者新太郎殿直物語ニて、慥成事之由也

醍醐之常行院科(しご)之儀ニ付、遠島被

仰付之事

一 権現様御在世之内、醍醐の常行院、科有て遠島被 仰付候節、大嶋を御預ヶ被置候\*井出志摩方江板倉伊賀守書状を相添たるまでニて

事濟候となり

駿府ニ而奥方之女中、\*松下浄慶をにくミ候ニ付 上意之事

一 権現様、駿府に被遊御座候節、御奥方之若き女中寄集り被居、あの浄慶坊ほとにくき事ハ無之与口々にしかり候を御聴被遊、年寄女中衆を被為 召、浄慶か事をハ何ゆへあのことく、何も(いづれ)にくミ候哉、と御尋被遊候へハ、いや別之事ニても御座なく、いづれも申候ハ、浅漬の香物、余り塩からく御座候而、いづれも給兼候付、今少し塩をひかへて漬候やうに申付給り候ようニと、浄慶かたへ度々頼ミ

遺し候而も、今に塩からく候付ての事ニ御座候、と被  
申上候へハ、御聴被遊、それハいつれも腹立致すハ尤也  
塩辛く無之様に云付て取らすへきそ、と有る

仰にて、其後於 御前浄慶を被為 召、右之段  
被 仰付候へハ、浄慶ハ御側へはい寄、何事やらん、ひそ  
かに申し上候を、御笑ひ被成なから、御聞被成候となり  
其節於 御前見及ひ被申たる御近習衆、不  
審に存候而、浄慶に逢、其元ハ何事をひそかに  
被申上候哉、との尋候へハ、浄慶答へ候ハ、いや別に替り  
たる義にても無之、各中も御聞之ことく大根の  
香物之儀を 御意ニ付、只今之通塩辛く仕給させ

候てさへ、大分に入申事ニ御座候、女中共の好ミのこくとく  
塩かけんいたし候ハ、何ほと入可申哉難計間、左様ニハ  
成不申候、御前様ニハ不被遊御聞分ニて被成御座  
たるか能く御座候、との浄慶申分ニ有之と也

右浄慶ハ其節、御台所頭などニても有之候哉、今  
以駿府御城中ニ浄慶蔵・浄慶山など、申て  
有之候となり

浅野左京太夫御加増被不候砌、後藤庄三郎  
熊野参之儀ニ付、御尋之事

一 関ヶ原御合戦後、浅野左京太夫幸長、夫迄ハ甲斐  
国守にて被居候を、御加増にて三十七万石領分知行



高二而、紀伊国を拝領被 仰付候砌、後藤庄三郎、熊野  
山江参詣仕り、其後江戸表へ罷下り候節  
権現様被 仰候者、其方先頃熊野山江罷越候よし  
帰京之節、紀伊国へ見廻候哉、との 御尋ニ付  
上意のことく、和歌山の城下に十日余りも逗留仕  
罷在候、と申上候へハ、重て 御尋被遊候ハ、逗留中紀伊守  
ハ何をか馳走ニ申付たるそ と 上意ニ付、紀の河と  
申候て、吉野・高野の麓より流れ落申候大河御座候  
此川へ船にて披出候供ニ参り、網をおろし 魚を取  
らせ被申候を見物仕、其後山鷹野ニ被出候節も罷出  
申候、是ハことの外\*目さましき見物事ニ御座候、此山

鷹野の義ニ付、今に於て私などの合点まいらさる義  
御座候、と庄三郎申上候へハ、それハ何事そ、と有る

御尋ニ付、雞子・山鳥、其外鹿・\*むしなの類迄も物数多  
取れ申候間、定而機嫌よく可有之と存候へハ、大に腹立  
いたされ、勢子奉行を始其外役懸リニ出候者共迄、散々  
しかりに逢申候、又一度の山鷹野ハ何も取れ不申候  
殊之外物数もすくなく有之候間、定而不機嫌にて  
有之と存候へハ、一段と機嫌よく、諸役人共骨折大儀  
に被存候なと、褒美いたされ候、と申上候へハ  
権現様被遊御笑、それハ其方ともか合点のゆかさる  
筈の事也、紀伊守がまことの山鷹野といふものにて

物数の多少にかまひなき事也、と上意有之と也

権現様、所々御合戦に何流と有る御軍法を

御用ひ不被遊候事

一 権現様ニハ御年若被成御座候より、数度之陳(マ)に被遊御立、大小之御合戦廻り合等に御出合被遊候へ共何流之御軍法を御用ひ被遊候与有儀ハ無御座、其時々の様子により、御見合次第御不知被下、いつにても、御勝利にて候と也、然る所に、天正年中尾州長久手におゐて、豊臣太閤秀吉の大軍に御向ひ被遊、小勢の御味方を以、大キなる御勝戦を被遊候付、此後近年之間豊臣家と徳川家との大合戦なくて不叶、と世上に

おゐても、専ら取沙汰仕、御家中之儀ハ、猶以其覚悟ニ有之候と也、然る処に、三州岡崎の城主石川伯耆守別心被致、御家を出奔有て、太閤へ隨身候付、御家大小之諸人存候ハ、右伯州義ハ同し御家老中と申内にも、酒井左衛門尉・石川伯耆守両人之儀ハ、いつとても御先手を被致、其身の武功なども勝れ候を以御家の耆人とも可申仁の、敵方へ降参と有てハ御家の軍立の模様なども委細に相知申候付、此以後豊臣家との御一戦と有ハ、万事被遊にくき候事成へし、あふの目のぬけたるとハ、かやうの事かと有て、人々つつふやき候処に 権現様ニハ、伯耆守欠落之儀を

何とも思召されさる御様躰にて、一段与御機嫌宜被遊御座候を以、御家中之諸人不審をたて申如く在之候と也、然る所、其頃甲州の御郡代鳥居彦右衛門尉方江被仰遣候ハ、信玄時代被申出たる軍法等之書付、其外信玄被用候武器・兵具の類、何によらず、国中へ相触、取集浜松の御城内へ持せ越候様ニ、と被仰出、其奉行ニハ成瀬吉左衛門・岡部次郎右衛門、兩人を被仰付、惣元ヅ之儀ハ井伊直政・榊原康政・本多忠勝此三人立合ニて吟味被仰付、并御家へ被召出候御直参之甲州衆之儀ハ不及申、井伊兵部江御附被成被置たる面々なとへも、信玄時代之事をさへ存有之候ハ、何事ニよらず

申上候様ニとの義にて、悉く御取集被遊、御吟味之上  
ニ而御家諸色之義を信玄流に被遊かへさせられ、其  
年の霜月上旬の頃に至り 御家御軍法、万事  
其儀を、自今以後ハ武田流に被遊候間、左様ニ相心得候様  
ニと、御旗本中之儀ハ不及申、家中末々の者迄、承知  
仕とて、御触御座候与也、其年北條氏政・氏直父子、領  
分之堺目見分として、国廻り之序に、三嶋へも可被  
相越旨風聞候付、 権現様より氏政江被 仰遣候ハ  
我等義多年御隣国に罷在、其上近年之義ハ、御縁  
者にも罷成候へとも、御息氏直へハ、いまた対面不致候処  
幸此度三嶋迄御越候旨承及候間、御父子へ懸御目候様

致度之旨、被仰遣候処、氏政、返答被申候者、被仰越候趣  
致承知候、兼而此方ニ茂左様ニ存寄罷在候事ニ候間  
今度三嶋迄罷出候節、木瀬河を隔て可懸御目、との  
返答被申候付、木瀬河を隔、御対面と有るハ、悉皆(しっかい)  
隣国会盟之作法の如くニて、御縁者ニ罷成たる専茂(せんぼう)  
無之、世上の聞へもいかゝに候間、我等三嶋へ参り可懸  
御目候、御旅館之義と申御心勞事ニ候へハ、御馳走かま  
しき義をハ必御無用ニ候と、可被仰遣との儀を、酒井  
左衛門尉承れ御前へ罷出、被申上候ハ、此度北条氏政  
父子へ御対面可被成旨被仰越候処、氏政方より木瀬河  
を隔て可被懸御目との御返答を被申越候由、左様成る

うつけたる事を申ありかせ候仁へ、御逢被成度と有るハ專(註)  
なき御事候、今度三嶋へ御越被成、御対面被成ニ於てハ  
北條家之旗下に御成被遊たる、と世上に於て取  
沙汰可仕間、左様ニてハ御家之名折れに罷成候間  
御無用可被成与達(たつて)而被申上候得へとも御同心不被遊、思召之通  
被仰遣候へハ、氏政ことの外悦喜にて、有之大道寺  
孫九郎・山角紀伊守、兩人を以、御馳走奉行に被申付  
御出の御日限相究候付、前日に至り、沼津の城迄御越  
被遊、当日ニ成、三嶋へ被成御越候所、終日終夜御馳走在  
之候と也、御帰之節、沼津之城、外郭之堀矢倉を  
取こほち候を、北條家御見送りとして参候使者を



被 招呼被成御見せ、今度父子之衆へ面談申上ハ、弥以御心易き間柄ニ而、堺(境)めの城にハ不及と思召、外曲輪の要害をハ、取崩させ候間、其方能見置、此趣を氏政・氏直父子へ申達候様ニ、と御直ニ被 仰渡候と也、右之次第世上にかくれなく、上方へも相聞へ候を以、扱は徳川家と北條家とハ元来縁者、猶又此度如何様之云合せニても有之候哉、と諸人疑ひをなし、就中(なかんづく)一切の軍法を、信玄流に御改かへ候との取沙汰有之、以後とても、秀吉卿、石川伯耆へも御懇意におゐてハ、何の替りたる様子も無之候へとも、秀吉の旗本にてハ、諸人ともに石川伯耆事を古曆とあた名を付け

唱へ候となり、其後徳川家と手切之大合戦可有之との風説なども、ひしと相止候となり

権現様、或時御軍法御咄之事

一  
権現様、或時被遊 御意候ハ、今時之人々、頭をもす(かしら)る者共、軍法たてをして、床机に腰をかけ、采幣を以人数をさし仕ひ、手をもよこさず、口先の下知計にて軍に勝るゝものと心得るハ、大きな違ひ也一手の将たるもの、味方諸人の\*ぼんのくぼはかりを見て居て、合戦などに勝たるゝものにてなし、と被 仰候と也

尾張・紀伊国両家江御家老職之者被 仰候事

権現様、駿府に被成御座候節、尾張殿・紀伊殿御両家へ  
 御家老職之仁、耄人ツ、御附被成との思召にて、松平周坊守  
 永井右近兩人江御内意有之候処、右兩人共ニ、たとへ  
 御草履を取候而成とも、其俣御旗本ニ御奉公申上度との  
 願にて、御免被仰候との取沙汰なども在之候付、其跡  
 にて八人により御上よりも被仰付にくゝ、下ニても  
 御請仕かたく可有之かと、諸人さゝやきあひ候と也、其折  
 しも、ちと御持病なども御差発被遊、御食事の御すゝミ  
 も御座なく、それゆへ御鷹野にも不被為成候となり  
 其時、安藤帯刀・成瀬隼人、兩人打寄、ひそかに相談被致  
 候ハ、此間大御所様ニハ御兩殿江之御附人之儀を殊

之外御苦勞に被 思召候との御事ニ候、何を仕るも御奉公  
之事に候間、兩人申合、御願可申上との義にて、私共  
不調法者ともに候へとも、不苦被 思召候ハ、御意次第  
御兩殿へ御奉公可申上、と有之候へハ、 権現様殊之外  
御機嫌にて、兩人の心さし御満悦被成候、御兩殿 江者  
御附被成候得とも、只今迄之通り 公儀之御用等をも  
不被相替可被 仰付候間、左様相心得可罷在旨、被  
仰出、尾張殿へ成瀬隼人正、紀伊殿へ安藤帶刀を御付  
被遊候、其後水戸殿へ中山備前守御付被遊候となり

大坂落城之時 権現様茶臼山より

御覽被遊候節之事

一 大坂にて五月七日落城之節、城方之者共と相見へ

四・五百人計一所にかたまり居候を、権現様茶臼山

の上より被遊 御覽、幸ひ之事ニ候間、尾張殿、紀伊

国殿江も御取餌掛可被遊との 上意にて、御兩殿共ニ、早く

御越被成候様ニとの御事ニ候へとも、少御延引にて、御使役衆

を被為 召、隼人之腰ぬけめに\*右兵衛をはやく連て

うせをれといへ、との御口上を、とりも直さず、尾張衆

何れも承候所にて、被申渡候へハ、隼人聞もあへず、この

隼人ハ終に腰をぬかしたる覚へハ無之候、左様ニ被

仰候御人こそ、武田信玄に御出会之節、腰を御ぬかし

あられ候と、諸人の承ることく、大音に被申候と也、御帰

陳以後、隼人名古屋より駿府へ参上して

権現様之御前へ罷出、被申上候ハ、去ル頃大坂落城之日、義直公を茶臼山江被召呼候節、少御遅参候とて御腹立被遊、重て御使を以て、隼人の腰ぬけめに早く御供仕候様ニと被仰下、私儀ハ、しらみ頭之節より御心安く被召仕たる者之儀ニ御座候へハ、如何様ニ御口きたなく被仰候ても、其通りの事ニ御座候、御前様之御口上之通を其俣にて、諸人の承と有る考へもなく、私江申聞候如くなる勘弁もなきものに、御使番杯申、大切なる御役儀を被仰付被差置候と有ハ不可然候、右兵衛様今程御年若ニも被成御座候へハ、尾張一家中にてハ、私を

鐘柱の様にいづれも(存)し入罷在候処に、隼人の腰拔  
め、なとゝ有る 御意を蒙り候而ハ、私義ハ重而口もき  
かれ不申候、諸人の存入もちかひ申に付、其節恐れが  
ましき御返答申上候間、定而 御聞ニも相違し  
可申と、其段恐入奉存候 与被申上候へハ  
権現様被遊 御聞、それハ其方か申処、尤至極也  
との 上意にて有之候也

尾張殿、紀伊国殿 江御見廻之節、御对延引

(面脱カ)

ニ付安藤帯刀御異見被申候事

一 江戸表に於て、或時尾張殿御事、紀伊殿 江御見舞之節  
頼宜公には御髪に御結ひ懸り、御出会之儀遅候ニ付

義直公、安藤帶刀江被 仰候者、別に用事とても無之候へとも、此辺を通り候付立寄候、其方ニ逢、無事之由聞候上ハ、面談ニ者不及与被仰、御立被成候を、今少御待被遊被下候様ニと申上、帶刀ハ頼宜公の御側江参り、尾張様ニハ御待かね被成候にや、御帰可被成と被仰候を、今少しと申上候付、御待被遊御座候、只今 御前様ニも御親方とてハ尾張様計ニて御座候処、あなた様などを御待たせ被成義ハ御座有間敷物にて御座候哉と被申上候へハ御心得被成とて、早々ニ御仕廻あられ、御対顔相濟尾張殿御帰以後、頼宜公にハ御髪をそろへ候仁を、御呼出し、先程尾張殿御出之節、我らおそく出候とて



帯刀殊之外叱りたる時、我等落涙せし躰を定て鏡に移り、其方ハ見候哉と御尋ニ付、御意之ことく御落涙被遊候御顔色の御鏡にうつらせられ候を見上申候、尤尾張様之儀とハ申なから、余りなる帯刀被申上様と、私式のものゝ心にも存候、と申上候へハ、頼宜公被成御聞、其方なと心にハ定而左様ニ推量すへきとおもふに付、尋ねたるそ、先程帯刀か我等へ云聞たることくの義を難有て云ものとしてハ外ニハ無之、何の様なる事をも云聞せ兼ましきものと被思召、我等へ被遊御附下されたる御心入の程難有仕合なりと、権現様の御事をおもひ出し

覺へず落涙さしと御申聞られ候と也

水戸頼房公御若年之時、男たての事

一  
水戸頼房公、御年若き頃、ことの外男立を被成、かいら  
き鮫の掛りたる長刀に金鍔を御打、御衣服等にも  
紅裏を御附、其外御不行跡成義共在之、江戸中  
上下之取沙汰に御逢候付、御附人の御家老中山  
備前守、毎度色々御異見申上候へとも、御用ひ無之  
候と也、或時御老中方より備前守江奉書を以、御用  
之儀有之候間、明四時登城候様ニと有之付、備前守  
登城被致候処、御老中方被申候者、今日其元被為  
召候御用之品ハ、我等共不存事ニ候、定而後刻

御直に御用ニて可有之と也、備前守被申候者、いつれも  
方々も御存なき御用之筋にて、私義 御前へ被為  
召候与有之ニ付而ハ、我等之存当りたる義有之候、定而  
水戸殿御行跡之儀を御尋可被遊との御事と奉察候  
有躰に申上候へハ、御主人之悪事を御訴へ申にあたり  
又私不存候と申、或ハ悪しきを宜しき様之取成申  
上候へハ 御上をあさむき奉り、御後江くらきと申  
ものにて候へハ、私 御前へ罷出候而之いたし方無御座候  
ニ付、被為 召候との義ニ付、登 城ハ仕候得共、私ハ退出  
仕候、 御意違背之私義ニ御座候得ハ御機嫌そんし  
御仕置被 仰付候段ハ覚悟仕罷在候となり、御老中方

何<sup>(いづれ)</sup> 茂御差留候へとも、備前守承引なく、帰宅之節、上屋敷へ立寄候所に、頼房公ニも、今日備前守壺人を御用として被為 召候段、御合点不参ニ付、御用相濟備前守帰候を、御待御座候付、早速被召出候上ニて、備前守御城ニての次第を申上、私義ハ 公方様より何分之御科めに可被 仰付も難計、先切腹と覚悟を相究め罷在候、此上なから残念成義三ヶ条御座候、第一ニ者私才智無御座候故 御前様御聞濟御行跡等御改被遊候様之御異見を申、叶へ候義を不仕候、二ニハ御年<sup>若</sup>若なる御前様ニて御座候へ共、此備前守を御附置被成候而ハ、御氣遣も無御座義と御安堵ニ被 思召候

権現様之 御目かねを御相違になし奉り、今更申  
分も無御座候仕合と奉存候、三ニハ、疾(とく)より心付不申  
ニてハ無御座候得とも、彼是見合罷在候内、延引仕御不行  
跡之御相談相手与罷成候不届之奴原を成敗不仕  
して、あん(安穩)をんに差置候、私相果候ニ於てハ弥御行  
跡の障りに可罷成候必定之事ニ候、たとへ私義切  
腹仕、身命ハ終り候而も、魂ハ此御殿の内をハはなれ  
申間敷間、願くハ御行跡を御改メ被遊、御上之  
思召ニも御叶被遊候こと、御座有り度義と奉存候  
私今生之御暇迄ニて御座候へ者、御盃を頂戴被  
仰付被下候へ、と申上、御小性衆御酒御盃を、と備前守

申候を、頼房公御聞被成、御小納戸衆を御呼あられ、日  
ころ御用被成たる伊達拵の御刀・脇差・御衣類等迄  
悉く取出し、持参候様ニと有之、備前守見申所ニ於て  
御小姓衆不残分ヶ被下、其上ニて御脇差の御鍔元  
をくつろけられ、御小刀を以て御うち被成、向後之儀ハ  
御行跡を御改被成候間、氣遣仕間敷旨、備前守江被仰  
聞候と也、右備前守、登城之節、御老中方へ段々之  
存寄申達、帰宅之由、上聞に達し候へハ  
公方様にも、備前守か左様之了見ならハ、水戸の  
行跡ハ直るにてあるへし、重畳の事也、との  
上意に有之候よし

右三人衆之義を書記し候事者

権現様御目かねを以て、御三家江御後見として御附人に被仰付候処、御見立之通、三人共ニ一器量ツ、有之たる衆中ニ候との証拠のため、一ケ条ツ、書付候也

松平薩摩守忠吉公、御死去之事

一 松平薩摩守忠吉公、尾州より江戸表江参勤御逗留之内、御煩ひ出し、御病氣御大切之よし、諸医とも申之由、上聞に達し 將軍も薩摩守殿旅宅江被遊被成候と也、然る処に少々御快氣ニ付、尾州へ御帰城あられ、養生可然との義にて、江戸表を御発駕

被成候所、品川にて御病氣御差重、御養生不被成御叶  
御死去ニ付、増上寺ニおゐて御取置等有之節、御近習  
之侍三人殉死を遂候由 権現様之達 御聴、其節  
江戸御老中より不被差留して不叶義也、其上不  
留におゐてハ 上意を以急度御差留可被成候義也  
との 仰にて、以之外御機嫌悪敷、其節  
上意被遊候ハ、此殉死といふ事ハ古来より有事なれ共  
何事の用にも不立儀也、夫程に主人之儀を大切ニ  
思ふならハ弥身を全くして、跡目の主人ニも身命  
をなけうちて奉公いたし、若自然之儀も在之節は  
肝要之用に立て相果可申、との心懸有りてこそ



尤の義なるを、何の用にも立ぬ追腹を切て死ぬるとあるは、犬死といふもの也、畢竟ハ主人かうつけゆへの義なるそ、と有 上意之趣江戸表ニも相聞へ、依之其後、越前中納言秀康公、越前北之庄の城にて死去あられ候段、江戸表へ相聞へけれハ、宿次を以家中之侍共之内、若殉死を遂へきと申者在之候共、堅制禁すへき旨、越前家老中、と有奉書を被成下候と也  
権現様ニハ、右 上意之趣ニ 思召候付、御在世之間、御厚恩ニ預り被申たる衆中、大身・小身へかけ数限りも無之候へ共、御他界之節、御供と申てハ  
耆人も無之 台徳院様ニも右 上意之趣、御守

被遊候を以、殉死之衆とてハ無之候と也

武道を嗜者(たしなむもの)、戰場へ之覚悟可有之との

権現様 上意之事

一 権現様 上意ニ、武道をたしなむ侍ハ、戰場へ趣(趣)く  
からハ討死をとくへき、との心かけなくしてハ叶ふへ  
からす、白齒の者ハ齒の黄色にならぬようにと心  
懸、髪にも匂ひをとむるかよし、と有仰を承伝へ  
られたる面々ハ、大坂兩度之御陣之節、伽羅をハ  
少々ツゝ持參被致候得共、香炉無之故、五月七日ニも  
髪に香を留メ被申たる衆とてハ、御近習に老人  
も無之候と也、同しく 上意ニ小身の武士着料の

具足を申付、をどさせ候時、胴・小手其外ハ鹿相ニ致させ候共、甲には念を入る心得かよきそ、子細ハ討死を遂られる時、甲ハ首と一所ニ敵の手に渡るもの也然れ者、死後の為にてハなきかとの仰に有之候と也

右之 上意ニ付、上田主水入道宗古齋、物語候ハ侍ハ戦場におゐて討死を遂、首に（符子）ニなりたる時の義を心に懸たるか能（可）なり、去に依て、月代なとうしろさかりなるハ、首に成たる時、詫言つらになりて見くるしき間、うしろ高にそりたるかよし、かミそりを者陣中へも持参いたし明日ハ必一戦と知れたる前日ニハさかやきを刺

首をきれいに致心得専一之由、宗古斎、咄の由也

大坂冬御陳之節 権現様御陳江(政)正宗・義宣

景勝 同道ニ而 被参候事

一 大坂冬御陳之節 権現様、住吉の御陳江御機嫌  
伺として、伊達正宗(政)・佐竹義宣・上杉景勝三人  
同道にて被参たる義有之、政宗ハ猩々緋の袖  
なし羽織に、白熊にて菊とち付朱さやの脇指  
白銀の打鮫、紅の腕ぬき也、佐竹ハ常式之黒き  
羽織に五本骨の扇を大きにして付られたる迄  
なり、上杉ハ黒きとしおりの羽織に金にて芦を  
縫、白鷺を縫にいたし、忝(かたじけな)きひもを付て着被致候と也

三人衆退出の跡(ママ)ニて 権現様被 仰候ハ、景勝ハ律義なる人を定而被仕、側之者共の仕業にこそ笑止成こと成との 上意ニて、御わらひ被遊候と也

大坂御陳御扱に成、御悦として城中より織田有樂・大野修理兩人、茶臼山江参上之事

一 大坂冬御陳御あつかひに成、事済候付御悦として城中より織田有樂・大野修理兩人、茶臼山の御陳へ最初に來り、其後七組之頭を初メ兼て御出入之面々ハ御太刀・折紙を差上、各 御目見申上る中ニ、織田雲生寺計(ばかり)ハ龜末成扇子を二本台ニ載、雲生寺八方院土用坊と云下ケ札を付持参候となり

雲生寺、夏陳之節ハ、親父有樂と一所ニ城を  
被出候付、組下の諸浪人共の義ハ、大庭土佐と申者  
支配仕候となり

大坂冬御陳之節、下町筋自焼之事

一  
大坂冬陳之節、城方より下町筋を自焼いたし  
候刻、高麗橋をも焼落したるとも申、又左様  
ニハ無之とも申、一円議定不仕候付、小栗又一に見分  
いたし参候へと被 仰付候へハ、罷越帰り候而、高麗橋ハ  
其俣にて有之候与申上候得ハ、御聞被遊、若高麗  
橋をも焼落すに於てハ城中之奴原悉くほ  
し殺にしてくれんとおもひつるに、との 上意にて

何とも使番之者共ハ見届さるそ、と仰有ければ  
又一いつれも臆病もの共ニ候申ゆへ、近くへ寄て見候ハ、  
鉄炮に当るへきかと存、遠くより見候に付ての  
事ニ候と申上、又一 御前を被立候跡ニて  
権現様 上意ニ、又一かあの大口ニてハ同役ともと  
中の悪しきか尤也、と御側衆へ被遊 御意、御笑ひ  
なされ候となり

大猷院様御代、天海大僧正御伽之事

一 大猷院様御代、天海大僧正被申候者

権現様ハ有為無常も御存被遊 台徳院様ニハ  
御柔和ニ被成御座候付、右 御兩代にハ、物も申上よく

御伽も致し安き如くおもはれ候処 当將軍様には  
御發明にて、御理屈つよく被成御座候を以御伽いたし  
なからも氣かつまると被申候由

権現様、佐竹義宣ハ律義なるものと有

上意之事

一 権現様、駿府御城ニ被遊御座候節、御伽之衆中、誰  
とのハ殊之外律義なる人にて候との咄を被遊  
御聴、律義なる人といふハ稀なるもの也、我等此年  
に成候へ共、律義なる人としてハ佐竹義宣より外には  
見たる事なしとの 仰候付、御伽之衆いつれも合点  
不仕候処、永井右近 御前に被居候か義宣を左様ニ



被遊 御意候ハ如何様之子細を以ての 思召ニ御座候哉  
と申上候へハ、其方なとも存候ことく、先年大坂に於  
て石田治部と七人の大名共と出入之儀ニ付、治部大坂  
を立退、我等を頼ミ、伏見へ来候節、大坂より之道  
中之儀ハ義宣介抱してつれ上る、其後石田、佐和  
山の城江蟄居之道中におゐて、大名共云合せ、打  
果すへきとの風説に付、三河守に道中見送り  
を我等云付たる、との義を義宣被及聞、治部を  
大名に打果させてハ其身の一分不相立と有りて  
道中へ目付物聞を附置、一左右次第ニ馳出して  
三河守と一手に成て治部を介抱いたすべきと有て

上下ともに軍立にて待合被居候となれハ、律義人之  
実仁に紛れ是なし、其後関ヶ原一戦之刻も大坂  
方、何方へも不附して被居候を以、心底ニ如在なきと  
ハ思ひなから、其通りにハ致し置かたき也、我等へ一味  
にて、関ヶ原表へ出勢被致候ハ、朝熊も先祖代々  
の領知なれハ水戸の義ハ相違あるましきに、残り  
多き事也、人々律義といふは誉たる事にて、随分  
能き事なれとも、律義過たると云に望ミては  
一思案なくてハ不叶義也、と 上意之由也

大坂御陳之時、將軍様より御軍法之御書付

権現様 江被入 御覽之事

一 大坂御陳之時、將軍様より御軍法之御書付

本多上野介を以被入 御覽候処に 権現様被遊

御意候ハ 將軍ニハ成程此通りにて能候、我等事は  
年若比(重)より、いつの軍にも軍法の書付を出したる  
事ハ是なし、子細ハ、軍法書付之通りに致して  
悪敷時にハしかる事もならず、又軍法の書付を  
背きて能事あれ共、それを誉めてハ云出したる  
法か立ぬにより、時の見合次第にして、埒を明来り  
たる事也、と被 仰候と也

大坂夏御陳之時 將軍様御道中御急き被

遊候付 権現様御機嫌不宜事

一 大坂夏御陣之節 將軍様江戸御出陣に先達て

上杉・佐竹・伊達・松平上総介殿、右四人之大名衆何れ(いづれ)も人数多にて、押のほられ候ニ付、近藤勘右衛門を

御使ニて、何れも道を急き候様ニとの 上意に候へとも、大軍故埒明不申候ニ付、箱根山を御越被遊候てハ段々と先勢を御追越被成、御道中殊之外御急き被遊候付、歩行ニて御供之御番衆などハつゝき兼、御膳の御料理に成候鳥の毛をも馬上にてむしり申ことく有之候、\*去に依て、伏見へ早々御着被遊候処に本多上野心には、御道中御急き候段御尤成御事と被存候付、其趣を被申上候へハ 権現様被遊

御聴、以之外成御機嫌ニて被 仰出候ハ、將軍ニは何  
用ニて左様ニ道中をいそかれ、大身成奥州大名共  
を跡ニ立、先馳をハ被致候哉、夫にハ不及義也との  
上意にて、翌日、又其の翌日も御持病氣之由被  
仰、御対顔無御座候となり

一 権現様、京都御立被遊、大坂御立懸<sup>(取)</sup>被遊候節之事  
いつれも御供中ニハ腰兵糧計ニて事済へき也

小荷駄ニ者及ふへからず、御台所方へ白米三升<sup>(斗)</sup>・鯉  
節十・塩鯛一ツと味噌少持参仕候様被 仰渡候付、又  
大御所様之御功者たてを被 仰出候、去年も大坂表ニ

百日ほと御かゝり被成候ものを、とさゝやき申し候と也

大坂落城之朝、権現様ニ者御持旗・御長柄  
等、住吉辺へ立並へ可申旨 上意之事

一 大坂落城之朝 権現様ニ者御持旗・御長柄等之儀者

住吉辺ニ立ならへ候やうにと被遊御下知 御自身様ニ者

茶色の御羽織に下くゝりの御袴を被為 召、住吉と

城との間に有るく(ママ)の木林の内に、山駕籠に被為

召被遊御座、御茶を被 召上候とて、松平右衛門太夫江

被 仰候者、城方の者共心にハ、身共ハ住吉にひかへ

居たると思ふニて有へし、もはや軍にハ勝たるもの

なれハ、身を大事にしたるか能そと有る 上意ニて

御笑ひ被遊候と也、其所へ安藤帶刀乘来りて、馬より下り 御前にて合戦之次第など申上、御茶弁当ニ附合候坊主衆へむかひ、身共何そ一盃給度と被申候へハ坊主衆聞て 御前之御茶碗より外無之与なり 帶刀きかれ 御前之御茶碗にても何れ跡をすゝきて置たらはよさそふなことなり、と被申候を 御聴被遊、坊主衆へ被 仰候ハ、帶刀かのどかかわくと云になせ早くのませぬそ、ケ様之時、上下のへたてハ有ものか、うつけめか、との 上意にて御叱り被遊候と也 帶刀退出被致候処 権現様茶臼山の上江御上り 被遊候節、谷間より鉄砲を打出し候故、御供中さハ

き立、小従人衆三人かけ付、鉄砲打出候者を見候処、金笠をかむりたる足軽壱人召捕へ、茶臼山江引来候処本多上野介其場に被居合、其者に被申候ハ、おのれは誰か家来ニて、只今の鉄砲をハ何とて放し候そ、と被尋候得ハ、私義ハ本多上野介足軽ニて候

上様とハ存不申、敵と存候て放しかけ候、と申候を上野介きかれ、言語道断、不届なる奴めかな、と被申候を権現様被為 聴、小従人衆の方へ御向ひ被成、放してやれ、はなせ／＼との 上意ニ付、追放しに被致候時上野介不届奴之儀ニ御座候間、成敗可仕と存罷在候処御意を以御助ヶ被遊、冥加に相叶ひたる奴ニて候と被



申上候得ハ、我等本道を差置、脇道より来り、旗・長柄等茂無之ゆへ、敵と思ひたるハ理り也、あの足輕に科(とが)はなしとの上意に有之候と也、右小十人衆ハ石丸庄兵衛・八木善四郎・田中市兵衛と申三人にて有之と也、御直なる御事によし、其節下々ニて申奉り候と也

大坂御陣七日之朝 権現様ニ者御具足不被  
為 召、御袴ニ而被成御座候事

一 大坂御陣七日之朝 権現様ニハ御具足ハ不被為  
召、すそくゝりの御袴に茶色の御羽織を被為  
召、被成御座候所江、藤堂和泉守被参 御前にハ御具足

不被為 召候哉、と被申上候得ハ、あの秀頼の若年ものを  
成敗申付るとて、我等の具足などがいるものにて候哉  
との 上意有之、高虎 御前を被立候以後、松平  
右衛門大夫 御前被居候ニ、被 仰聞候ハ、和泉守事ハ上方  
ものゆへ、下心を見せぬ様にとおもひて、今のやうに  
挨拶をハしたる也、実は年寄て殊之外下腹なども  
ふくれ候ゆへ、具足などを着てハ馬の乗り下りも  
ならぬゆへ、具足は着さる也、わかき時とハ大きに  
違ひたる事也

大坂落城之朝、京都東山豊國明神之前江  
何方共不知香奠包銀有之事

一 大坂落城五月八日之朝、秀頼生害之由、京都東山

豊國明神之前へ、何方より共不知、施主の名もなき

香奠之包銀、余程持寄て有之候風聞(所)にて、諸司

代より見分を遣し、吟味之上其趣達 上聴(聞)候処

権現様被 仰候ハ、在世の時、智仁勇の三徳兼備た

る人ならてハ死後ニ神とい(齋)わ(齋)る候事ハならさる筈之

義也、と有 仰にて、太閤之影像の束帯を取り

坊主に被成、其節社頭之儀も悉く取こほちて、跡は

はき地に可被 仰付、と有之候処、北の政所より、崩れ

次第になし置れ被下度、との願に付、其通り被

仰付 候 となり

敵祖の廟を立置不申と有ハ、異国本朝共に  
定りたる事と也

將軍様、大坂表之儀埒明、江戸表江

還御ニ付、御隠密之事 大御所様へ御伺之事

一 大坂表之儀埒明 両御所様 御参内等之御

規式も相済候付、近日駿府・江戸へ還御可被遊旨  
被 仰出候砌、何事やらん 將軍様より御老中方を  
以、御伺被遊候儀有之、二条の御城へ伺公被致候へハ  
御前江被 召出 権現様御直ニ被 仰聞候ハ、只  
今迄之儀ハ、粗々(あらあし)思ひより有之付、万端之儀  
將軍より相談あられ候ゆへ、相応之返答に及ひ

たる事也、自今以後之儀ハ、大細事ともに

將軍の了簡次第に可被致事也、駿府へ相談には及不申候、此上ハたとひ為相談被申越候共、其挨拶ニは及間敷旨 將軍にも此趣申達、いづれも左様に心得候様ニ、と被 仰渡候と也

右之通之 上意ニ付、其以後之儀ハ、於江戸表相替る被 仰出なと有之節ハ、江戸御老中方より駿府御老中方迄、自分しらせのことくに被申上事済候と也

一 伊勢の御師(おし)戸部大夫事は、太閤已来秀頼の御師

なり、依之大坂御陣之節 御当家 御父子を調伏  
仕候と之趣相知候付、其節之山田奉行日向半兵衛・中野  
内蔵允、兩人方より吟味を懸候処、真正ニ付家内  
闕所被申付、其身入牢申付、御仕置之儀駿府へ相  
伺候処 権現様 上意に、夫は奉行共の心得  
違にて、無理成申付様と被 思召候、秀頼運を被  
開候様ニと祈祷をするハ、戸部にハ似合たる事也、早々  
出牢申付、闕所いたし候諸色、無相違返し遣候様ニと  
被 仰出候と也

増田右衛門・高力左近 江御預候事  
(ました)

一 大坂五奉行之内、増田右衛門尉儀ハ関ヶ原御陳以後、高力

左近江御預ケ、武州岩（機）附に被差置候と也、右衛門尉倅  
兵太夫義は、冬御陣之節ハ 將軍様御人数之内に  
相加り、大坂表江罷在候処、御陳中寄手の宜敷噂を  
聞候てハにかりたる顔立をいたし、少にても城方宜義  
を承候而、御悦喜仕候と有之義を御和談以後、駿府に  
於て 御聴に達したる人有之候と也

権現様 御意にハ、それハ近頃寄（寄）特成心入かな、流石  
増田の子ほと有と迄の 仰にて、何之御咎も無之  
夏陳ニも其倅牢人にて居候へハ、かろくも被 召出、親  
右衛門御預之儀をゆるやかに可被 仰付との 思召に有之  
処に、夏陳之節ハ大坂ニ罷越、秀頼之家来に在付

長曾我部宮内へ合宿仕、五月七日、藤堂和泉守備先前へ向ひ、はれなる討死を遂候付、親右衛門義も後日ニ至り岩附ニて切腹被仰付候と也

駿府ニ而御夜話之節、織田三七郎切腹之時

辞世御咄之事

一 大坂御陳以後、駿府にて、或時ハ御近習衆江

権現様被仰聞候ハ、恩を得たる主人、又ハ主の子共  
などへつらく当りたるものハ当分仕合よく、別条  
なきとても、子孫に至り其むくひハのかれさると  
おもハるゝ、子細ハ織田三七郎信孝切腹の辞世歌に  
むかしより主を\*うつミの野間なれハむくみを待や羽柴筑前



とよみおかれたるとの義ハ、其時分より我等なども聞  
及び居たることなるに、今度大坂にて秀頼生害ハ八日  
なれとも、豊臣家の亡ひたると云ハ七日なり、右野間の  
内海にて信者切腹(孝丸)と云も五月七日之由なれハ、不思  
儀なる事ニてハなきか との 上意のよしなり

太閤之代に、大角与左衛門と云者成立之事

一 太閤之代に、台所にて魚鳥などを洗ひ候下男を取  
立料理人に被申付、其後料理人の頭と成、秀頼の代に  
成てハ台所頭と成、爰へもかしこへも差出飛廻りたる  
者に大角与左衛門と申者有之、此与左衛門、逆心いたし  
五月七日に至り、我か手下のもの共に申付、大台所江

火を附させ、右逆意之働を御奉公(行)に申達、御旗本ニ被  
召出候様ニ願ひ居申候内、煩付相果候との義を  
権現様被遊 御聞、大角めか事ハ去年和談之節、母  
義方よりの使として、茶白山江茂来りたる者也  
元来下男上りとハ云なから、太閤の恩を得たる  
奴、恩しらすの不届もの、にくき奴、との 上意成  
しとなり

井伊掃部頭(かものかみ)家来三人ニて相討といふ義ニ付  
権現様 上意之事

一 大坂御陳已後、駿府におゐて、御側衆の中より去  
五月六日、若江村におゐて井伊掃部頭家来之侍

三人ニて敵を討取、三人相討と有之付、掃部頭、委細  
遂吟味候へハ、兩人相討与極り、内老人の申口相違ニ付  
掃部頭不興いたし、仕置ニ申付候由被申上候へハ、其後者  
鬼角之 仰も無之、いつれも聞置候へ、惣して物  
ことに余計と云事なく、切詰たることくなるハよろし  
からず、就中武備などの義ハ、猶以余計の有るか  
よき也、子細は、織田信長いまた小身の時、佐々成政  
と前田利家と兩人にて敵老人を突倒し、成政・  
利家に向ひ、其方敵を突倒されたる儀なれハ、首  
を取られ候へとなり、利家聞て、我等ハ敵を倒し  
たると云までニて、鎧合之儀ハ其元なれハ、首ハ其元取

られよ、と有之、互に辞退之所へ、柴田権六も馳付、左様兩人辞退之首ならハ、中にて我等申請へし、と云て首をあけ、我等高名の証拠のため、兩人も来り被申よ、とて三人同道して信長の前に於て、権六申候ハ、此二人にて敵を突倒し、首をとれ、取るましきとて申合候所へ参りかゝり、首をハ私取て参り候、と申候へハ、信長被聞、三人ともに大きに賞美被致候由、右三人共に武備ニ余計有故也、との上意ニ候と也

右之 上意を承り伝へ、相考へ見候へハ、相討などをいたして、先後を論し申様成事ハ 権現様の

思召にハ相叶申間敷ニて候

権現様御不例之節、松平肥前守・松平  
薩摩守・松平陸奥守江御腰物被下

上意之事

一 権現様、駿府にて御不例之節 将軍様ニも御側  
に被遊御座、御純張(マツ)の際へ松平肥前守・松平薩摩守  
松平陸奥守、右三人の衆を被為 召、各江正宗作  
之御腰物を一樣に被下之、其上ニ而、此已後北国筋に  
何変之儀も有之節ハ、肥前守、西国筋ニ異変も  
有之ハ、薩摩守、奥筋之儀ハ陸奥守江御任せおかれ候  
之間、各受取ニ被致、静謐之沙汰を取計ひ可申旨  
被仰渡候と也、右三人退出の後、松倉豊後守・堀丹後守

市橋下総守・桑山左衛門佐・別所孫三郎五人を被為  
召 將軍様江御引合せ被遊、此五人の者、只今まで御  
奉公申上、其上大坂・大和口表におゐて、能働候  
將軍にも左様御心得可被成御座候と也、五人ともに泪  
を流し、有かたく存候と也、其後別所にも有<sup>と</sup>  
上意にて、此ものハ小身なれともやさしき言葉  
を遣ひ、此以後も用ニ立もの也、と 上意被遊候へハ  
別所大こえになき出し候と也

右之 上意ニ付、其砌ハ加賀・薩摩・陸奥の三  
家をハ外様三家衆と触候也、薩摩守の家ニハ  
右拝領之御腰物・由緒書の表に 権現様

上意之趣も書記し有之由也、加賀・陸奥の両家にも其節拝領の由申伝、正宗之刀有之候へ共上意之留書とてハ無之と也、且又別所孫三郎と申したる仁之儀ハ、右之節二千五百石之知行高ニて候也、大和口ニおゐて御味方いつれも懸不被申候処別所一人馬を乗廻し、筑柴陣(巻)之時、尾藤か仰附たるを以太閤勘道被致候、懸りにくき敵に懸るこそ御奉公なれ、ケ様ニ申それかしなとハ、馬壺疋の仕合なれハ思ふやうにならず、無念の至り也、かゝれ〳〵皆此奥なる事そと云の〳〵しりて馳めくり被申候由、此趣 上聴(聞)に達し、右之

上意有之候哉、と沙汰仕候也

権現様、御不例之砌、板倉内膳正江被

仰候趣之事

一 権現様、駿府被成御座候節、御不例之砌、板倉内膳正江  
御身後之儀共を被 仰出候とて、我等廟所を

將軍より被申付におゐてハ、始祖之廟なれハとて  
義を以て定而作事等、結構可被申付候へ共、夫ハ無用之  
事ニ候、我等子孫に至り、代々ともに始祖之廟に  
増(儀)らぬやうにと有、勘弁の為にも有之間、其心得  
を以、輕き宮居ニ致置れ候様ニとの 上意ニ而御他  
界以後、於江戸 將軍様江其段、内膳正被申上候処



御尤成 仰ニ候と有之候へとも、余りに軽いき

御宮居と有るハ如何なれハ、大概結構成 御宮居と見へ候ことく、御普請懸り之衆中江申談候様ニと被

仰出、最前之 御宮者出来候と也、其後寛永三年に至り 御父子様共に 御上洛被遊候御留守に於て

御台様御病氣被為附候段、京都へ相聞候付、駿河大納言忠長公御看病之ため御暇ニて、御下向候処

御快全無御座、九月十五日御薨去被遊候付、於増上寺

御法事等之儀も、忠長公御差図被遊候内に

御父子様ともに被遊 還御 御廟所御靈屋に

御普請之儀共忠長公之御請懸りと罷成候付、思召之

俣に結構御普請出来仕候と也、同九年正月廿四日  
台徳院様御他界被遊候節、御靈屋御普請等之儀  
崇源院様之御靈屋より見増り候様ニ仕立可申旨  
上意にて只今の如くなる御仏殿ハ出来仕候となり  
此御仏殿と見合候得ハ、日光山ニ御建被遊たる  
東照宮之御社ハ、殊之外手浅く相見候付  
御宮御建直しとハ無之、御修復と有之趣ニて、惣  
奉行之儀ハ秋元但馬守江被 仰付候、則  
御宮御修復ニ付而之御入用ニハ御いとひ無御座候間、随  
分と手を込メ 台徳院様 御靈屋ニ見増り候様  
との 被仰出有之候と也、去ルに依て、右御修復之御

入用七拾万兩之由也

右之次第ニて 御代々御靈屋之結構ニ有之  
其始リハ駿河大納言殿之御物数寄(ものずき)より起りたる  
事のよしなり

岡崎御城ニ而\*御敵対申候門徒四ヶ寺之事

一 権現様 岡崎の御城ニ被遊御座候節、御敵対申上候  
門徒四ヶ寺と申ハ

針崎 松万寺 出呂(主) 禪秀寺 佐崎 浄宮寺  
野本 本證寺 此四ヶ寺也

御長柄持八王寺ニ而被 召抱候事

一 権現様 天正十八年、関東御入国之砌、此已後御陣

御上洛之節、御長柄をかつき御供仕候中間衆之儀は  
武州之内八王寺ニおゐて、五百人新抱ニ被遊候、小身  
なる甲州衆を以、其頭ニ被仰付候也、夫迄之御領知  
之儀ハ御本国三河を初、悉く上り候中に、甲州の  
上り候領を殊之外御残念ニ被思召候由、其節御家中ニ  
おゐても沙汰仕候と也、八王寺之儀ハ甲州境目之  
儀ニも有之付、自然之時之御手遣ひのためと有る  
を以て、右之御長柄同心之儀ハ、近所之儀にも有之  
ニ付、郡内之村々へ立入、絹類を初め其外甲州  
より出候諸色之儀ハ、右御長柄之者共、中買を仕  
江戸表江持出、売買仕る如く在之候処ニ、慶長五年

関ヶ原御一戦已後ハ、天下御一統ニ候故、町人とも  
仕業と成、御長柄之者共の売買ハ相止候と也、右者  
長柄鎧五百本と相定り候節、夫迄之御長柄鎧の  
立場とハ模様違候との取沙汰ハ有之候へ共、其比<sup>⑤</sup>  
御出陣と申事も無之ニ付、誰も不及候所、関ヶ原  
表におゐて九月十五日御一戦之前日、明日御一戦  
之刻、御旗・御長柄等之立配り所、並御使番・御目付  
中之備場ともに被 仰出候と也、其後大坂御陣  
之時、御旗本備之模様之儀ハ、先年関ヶ原表ニて  
のこたく可被 仰付哉、と二条之御城に於て、本多  
上野介被相伺候処、其方ハ天下分ヶ目の合戦も

秀頼を成敗申付候も、同様ニ心得候哉、今度我等旗本之備作法式の可入子細にあらず、平押に出し寄味方の諸人何様ニ成共居度様に居よと、云付よ、との上意ニて御笑ひ被遊候と也、然者関ヶ原ニ於て只一度ならてハ 権現様 関東 御入国以後御工夫被遊たる御旗本備之模様を見申たるものは無之と也

江戸御蔵米多過候段、御勘定方より申上候付

権現様 御不興之事

一 権現様御代、江戸御蔵米之納、多過候故、欠米等も多く、其上諸国御代官所より御当地迄之運

送の御失却も有之、旁以御費に御座候間、江戸御米藏之俵数を御へらし被遊候ハ、大分之御徳用たるへき旨、御勘定方ニて被相考、其趣を御勘定頭衆より被申上候へハ、以之外御機嫌宜しからずして、被仰出候ハ、蔵入米数多く候へハ、欠米も多く我等損と有事ハ兼て知りたる事なれ共、万一の義も出来、遠国之米穀当地へ運送之成兼候如くの義も有之時ハ、当地の米の直段なとも高値ニ成、諸方より集り居たる江戸中の諸人、食物に難義いたす様成事もなくてハ不叶、左様之節之入用のためを考へ思ふニ付、蔵米をハ多く詰め置する義なり

\* 大尾

平勘定之者ハ其通り、もはや天下の勘定頭共云  
るゝものなとハ、か様之儀を我等の為也と云聞する  
ことくの義か有物かとの 上意にて、殊之外御叱り  
遊されると也